

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇條例 鳥取県税条例の一部改正

條例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年八月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十五年九月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百条に次の但書を加える。

但し、第一種業務のうち法第七百七十六条第二項第

四号、第四号の二及び第五号の二に掲げるものについては、百分の四とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分から適用する。

あん摩、はり、きり、マッサージ、水道設備等。便。医療

8.13